

## 健康保険被保険者証の写しのマスキングについて

健康保険法をはじめとする医療保険各法において、保険者番号及び被保険者等記号・番号等について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外でこれらの告知を求めることを禁止する規定（告知要求制限）が設けられております。

入札手続における申請時や契約締結後に提出する書類、工事関係書類等で健康保険被保険者証の写しを提出いただく際には、事業者様において被保険者等記号・番号等にマスキングを施していただくようお願いいたします。

### 【健康保険被保険者証のマスキングの例】

（記号、番号、保険者番号、QRコードを黒く塗りつぶした状態）



※ 被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しの提供を受けた場合には、当該写しの提供を受けた職員がマスキングを施します。